



## いいえらいっ

不用品の買取りに係るトラブル発生中！  
訪問購入のトラブルにご注意ください

2026. 4

編集・発行

浜松市くらしのセンター

〒432-8032

浜松市中央区海老塚町51-1

【電話相談】

市民相談 457-2025

交通事故相談 457-2233

消費生活相談 457-2205

春は引っ越しや衣替えなどで、不用品の整理をする機会が増える季節です。  
しかしこの時期、不用品の買取りをめぐるトラブルも増えています。

消費者の家を買取り業者が訪問し、不用品や貴金属、ブランド品などを買取することを“訪問購入”といいます。

今回は訪問購入についての事例とアドバイスをご紹介します。

### ◆事例

- ・買取り業者から電話勧誘を受け、「お皿を買取ります」と言われていたのに、家に来たら「貴金属を売ってくれ」と言われ、アクセサリーを強引に買取られた。
- ・契約書には「アクセサリーまとめて9点」とだけ書かれていて、何をいくらで買取られたのかわからない。  
クーリング・オフをして取り戻したいと連絡しても拒否された。
- ・訪問業者に貴金属はないと伝えたら、大声で怒鳴られ、怖い思いをした。



### ◇訪問購入には、消費者を守るためのルールや制度があります。

2013年2月に特定商取引に関する法律（特商法）に訪問購入が加えられました。  
この法律には、買取り業者が守るべきルールや、消費者を保護する制度が定められています。

〈禁止事項〉

- ・不招請勧誘：消費者からの要請がないのに、突然訪問して勧誘すること。  
査定のみと依頼したのに、訪問のついでに買取りも勧誘すること。  
事前の約束とは違う物品について、買取りの勧誘をすること。
- ・事業者名、買取る物品の種類、勧誘の目的を明示せず勧誘すること。
- ・消費者が断った場合に、居座ることや再勧誘すること。



### ☆アドバイス

- ・不要な勧誘はきっぱり断りましょう。
  - ・貴金属やブランド品などを、むやみに見せたり、触らせたりしないようにしましょう。
  - ・訪問買取りの場合、クーリング・オフができる場合があります。
  - ・売却した場合は、契約書面の交付を受けましょう。
- ※契約書面には、物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフについての説明事項、申込みや契約の年月日、事業主の住所、名称、連絡先、担当者の氏名の記載義務があります。



※ 困ったとき、不安に思ったとき、トラブルにあったときは、  
浜松市くらしのセンター等に相談しましょう。  
専門的知識をもった相談員がお話を伺い、助言等を行います。  
(浜松市くらしのセンター：457-2205 消費生活ホットライン 188)  
【引用・参考】トラブルを防ぐには（2018年1月）掲載：独立行政法人国民生活センター



みんなで  
エシカル

エシカエル

## エシカルコラム Vol.110 フェアトレード

浜松市は、日本で4番目のフェアトレードタウンに認定され、イベント・講座・展示等、普及啓発を行っています。  
今回はフェアトレードについてお話しします！

### ★フェアトレードタウンとは

まちぐるみでフェアトレードを推進する都市のことです。



### ☆フェアトレードとは

発展途上国で作られた作物や製品を「適正な価格」で「継続的に取引」することによって、児童労働を減らし、貧困を少なくする等の生活改善と自立を目指す貿易の仕組みのことです。



### 🌍フェアトレードをすすめる背景として

- 1) 生産者の生活を守るため
- 2) 貧困の解消につなげるため
- 3) 労働環境や人権を守るため
- 4) 環境に配慮した生産を守るため
- 5) 消費者の意識を高めるため



今地球上では、自然災害・環境破壊・貧困・紛争など多くの問題が発生しています。  
フェアトレード商品の購入や、エシカル消費（人・社会・環境に配慮した消費行動）をすすめることが、

SDGs目標の12「つくる責任 つかう責任」の達成つながります。

SDGsは、すべての人が豊かな生活を送ることができるよう、  
2030年までに世界中が協力して様々な課題を乗り越えるための17の目標です。

この機会にフェアトレードについて考えてみませんか？  
あなたの行動で世界が、未来が変わります！！



### 🌍フェアトレードマーケットが開催されます！📺

浜松のフェアトレードショップが出店します。  
ぜひこの機会に、フェアトレード商品を手にとってみませんか？

日時：令和8年4月19日(日) 10:00~15:00

場所：浜松市中央区佐鳴湖公園 佐鳴湖花見台



主要生活物資価格調査結果は、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」をご覧ください。  
(<https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.htm>)

消費者庁イラスト集より

